

自宅療養者等への往診による中和抗体薬療法促進事業交付要綱

制 定 3 福保感事第 4 6 6 2 号
令和 3 年 1 2 月 2 8 日
改 正 4 福保感事第 3 3 9 3 号
令和 4 年 1 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、往診（高齢者施設への往診を含む。）で中和抗体薬を投与する地域の診療所、病院（以下、「診療所等」という。）及び投与後の療養者に対する経過観察等を行う訪問看護ステーションに対する支援を実施することで、中和抗体薬療法の実施体制を充実させるとともに、これまでの取組と合わせて往診投与を促進することにより、入院患者の減少を図り病床のひっ迫を抑制することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業は、東京都（以下「都」という。）が実施する。ただし、都は、第 3 条に係る事務の一部について、当該事務等を適切に行える法人等に委託することができる。

(事業内容)

第 3 条 以下に掲げる内容とする。

診療所等が、厚生労働省が示す中和抗体薬投与の条件に合致する投与対象者（以下、「対象者」とする。）に対し、往診（高齢者施設への往診を含む。以下同じ。）により、中和抗体薬の投与を行った場合並びに診療所等又は訪問看護ステーションが、中和抗体薬を投与した対象者の経過観察のために往診又は訪問看護を行った場合に、謝金を支払う。

(対象医療機関)

第 4 条 以下に掲げる要件を満たす医療機関とする。

この謝金の対象医療機関は、都内に所在し、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する医療機関とする。なお、（１）に規定する医療機関は、令和 3 年 7 月 20 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」に記載された要件を満たすものとする。

- （１）往診による中和抗体薬の投与及び投与後の療養者に対する経過観察等を行う地域の診療所等
- （２）投与後の療養者に対する経過観察を行う訪問看護ステーション
- （３）（１）及び（２）の医療機関は、都が本事業の実施に関して行う調査等に回答すること。

(謝金の交付)

第 5 条 謝金の算定方法及び交付額は、福祉保健局健康危機管理担当局長が予算の範囲内で別途定める。

(その他)

第 6 条 本事業の施行に関し必要な事項は、福祉保健局健康危機管理担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。